

# 復興特別所得税に関するお知らせ

平成23年12月2日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、平成25年1月1日より平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税(国税×2.1%)が付加されることとなりました。このため、平成25年1月1日以降に支払われる預金利息や公共債の利子のほか、投資信託の解約・譲渡益や分配金の所得税額に対しても、復興特別所得税が付加されます。

## 復興特別所得税を付加した税率 (平成25年1月1日～平成49年12月31日)

	(変更前)	(変更後)	
	平成24年12月31日 まで	平成25年1月1日 ～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日 ～ 平成49年12月31日
株式投資信託の 譲渡益、分配金	<b>10%</b> 国税 7% 地方税 3%	<b>10.147%</b> 国税 7.147% 地方税 3%	<b>20.315%</b> 国税 15.315% 地方税 5%
円預金・外貨預金の 利息等	<b>20%</b>	<b>20.315%</b>	
公共債の利子 公共債投資信託の 解約益、分配金等	国税 15% 地方税 5%	国税 15.315% 地方税 5%	
出資金の配当金	<b>20%</b> 国税 20% 地方税 0%	<b>20.420%</b> 国税 20.420% 地方税 0%	

※今後の改正等により、内容が変更となる場合がございます。

※お客様の個別具体的なケースにかかる税務上の取り扱い等につきましては、税理士・税務署等にご相談ください。